

答 申

**第1 審査会の結論**

宮城県教育委員会は、本件審査請求の対象となった部分開示決定について、二つの文書を追加した上で、別紙1に掲げる部分については、開示すべきである。

**第2 審査請求に至る経過**

1 審査請求人は、令和元年9月20日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇の部活内の調査に関する資料全て（令和元年6月19日以降）」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対し、令和元年10月15日付けで開示決定を行ったが、行政文書の特定に不足があったために、同月28日付けで個人情報部分開示変更決定（以下「本件処分」という。）を行い、対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として次のものを特定した。

- (1) 〇〇高等学校〇〇部顧問の聞き取り報告
- (2) 〇〇高等学校〇〇部〇〇の指導に係る捉えについて
- (3) 〇〇高等学校〇〇部生徒に関する聞き取り一覧
- (4) 〇〇高等学校〇〇部生徒に関すること

その上で、実施機関は、(4)については開示決定を行い、(1)ないし(3)については、一部について開示をしない理由を次のとおり付して審査請求人に通知した。

個人情報保護条例第18条第1項第5号該当

最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、開示することにより、開示請求者本人に無用の誤解や混乱を招くおそれがあるもの。

また、行政内部の各種会議、意見交換の記録等で、開示することにより、行政内部の自由な意見交換や情報交換が妨げられるおそれがあるもの。

3 審査請求人は、令和元年11月6日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行

った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び当初の意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 条例第18条第1項第5号を開示しない理由として部分開示や非開示の理由にならない。令和元年9月20日付け「〇〇の部活内の調査に関する資料全て（令和元年6月19日以降）」と全ての開示を求めており、最終的な意思決定の一段階にある情報という理由は適切ではない。更に、「請求者本人に無用な誤解や混乱を招くおそれがあるもの」についても同様に部分開示や非開示の理由としては適切ではない。

「行政内部の各種会議、意見交換の記録等、開示することにより、行政内部の自由な意見交換や情報交換が妨げられるおそれがあるもの。」と「請求者本人に無用な誤解や混乱を招くおそれがあるもの。」と同じ条例第18条第1項第5号該当として部分開示及び非開示決定をしていることから自由な意見交換・情報交換の際に「開示請求者本人に無用な誤解や混乱を招くおそれがある。」意見交換・情報交換が行政内部で行われている可能性があるため。

上記の理由から情報公開条例第3条に沿う開示決定をすべきである。

- (2) 本件行政文書(4)は令和元年6月19日以前までの調査の資料であり請求を行った同日以降の部活内の調査のものではない。同年7月に本件行政文書(4)と同様の5枚の紙を受け取っているが、当時渡された資料は今回の一覧表にも記載がなく開示でも出ていない。

本件行政文書(1)及び(2)は同年6月19日以降のものであり、本件行政文書(3)については何日の資料かが不明である。本件行政文書(4)では、同年6月19日以前の個人情報保護処理無しの開示なのに対し、同日以降の部分開示決定理由として、最終的な意思決定の一段階にある情報とした「ス第445号」の決定が妥当ではない。なぜなら、本件行政文書(4)においても最終的な意思決定の一段階にある資料であるからである。

- (3) 行政機関内の自由な意見交換とあるが、令和元年5月当時当該生徒の在籍す

る県立高校において、情報交換として誤った個人情報収集、更に県立高校の職員が解釈を間違えており、同年10月10日まで当該生徒及び審査請求人もその事実を見るまで知らずにいた。個人の権利利益の侵害と捉えている。実施機関等は個人情報の安全性・正確性等の確保が義務となっている行政機関であり、安全性・正確性等の確保がなされていないことから、審査請求人は部分開示決定の取り消しを求めなければならない状況にある。

訂正、削除、利用停止等の権利は当該生徒及び審査請求人にあり、開示決定により開示となった行政文書はその権利等が得られるが部分開示決定を行っていることから訂正、削除、利用停止等ができず、権利の侵害にあたる。誤った個人情報の収集及び解釈がなされた後、県立高校は当該生徒の誤った情報を実施機関等と情報共有や情報提供を図っていた可能性が高く、誤った個人情報が共有されていた形跡がある。

当該生徒及び審査請求人は同年5月以降、この誤った個人情報によるものと思われる対応を受け続けてきた。そのことが疑われる行政文書は多々把握している。同年6月26日の当該生徒の聞き取りの音声記録にも実施機関の発言としてあるが、今回の対象個人情報一覧表に同日の当該生徒の聞き取りの音声記録が記載すらされていない。その他同年5月22日の学校及び実施機関との対面時の会話においても誤った個人情報による対応と思われる発言があった。

本件行政文書(4)については、開示されているため、個人名の一部等が保護されていない。

また、当審査会の審議の中で、実施機関から追加で主張があった非開示理由及び当審査会で検討した非開示理由について、審査請求人に意見を求めたところ、おおむね以下を内容とする意見書が提出された。

#### (4) 条例第18条第1項第2号の該当性について

審査請求人は、ス第445号での個人情報部分開示変更決定通知書により開示された対象行政文書については、条例第18条第1項第5号に該当と通知されており、新たに同項第2号に該当とのことであれば、ス第445号の処分を取り消し、部分開示変更決定通知書内、一部について個人情報を開示しない理由の欄に、同項第2号に該当と明記し、あわせて対象個人情報一覧表の部分開示、非開示の欄に記載する必要がある。条例第18条第1項第2号に該当する部分の文字のみ処理を行う事が妥当である。

#### (5) 条例第18条第1項第3号の該当性について

実施機関が事業を営む個人の当該事業に関する情報と解しているが、〇〇事業

を行っているのは実施機関等であり、体罰の見解を示したのは実施機関である。〇〇からの体罰を受けた当該生徒の保護者である審査請求人に対し、実施機関は「今後、体罰を行った個人が〇〇を申請してきても受け付けない」と発言しており、ス第426号の個人情報開示決定通知書により開示された行政文書「文部科学省の体罰の基準と保護者・当該生徒・当事者・県教委の見解」と同様の開示を行うことを求める。

(6) 条例第18条第1項第6号の該当性について

〇〇の部活動指導に対する顧問や学校の対応及び部員間の言動に対する顧問の認識に関する情報については、条例第18条第1項第6号ホに該当する可能性との審査会の見分であるが、顧問や学校の対応及び顧問の認識等については、いじめ防止対策推進法、文部科学省の体罰の基準、文部科学省の体罰根絶に向けた取組の徹底について、などの事案に応じた厳正な処分等が必要であり、その判断を未だしていない実施機関が体罰の被害を受け続けるに至った当該生徒保護者である審査請求人に対し、開示をしないという理由は妥当ではない。

(7) 実施機関は、ス第445号での個人情報部分開示変更決定通知書で条例第18条第1項第5号該当としていた。条例第18条第1項第5号には、開示請求者本人に無用の誤解や混乱を招くおそれ、などの記載はされていない。

実施機関は、令和元年10月2日、3日にも顧問等や、〇〇に調査を行っているが、その資料については未だ開示をしていない。10月2日、3日を経て「文部科学省の体罰の基準と保護者・当該生徒・当事者・県教委の見解」の行政文書を作成するに至っており、対象文書の特定に未だ不足がある。非開示3枚の部分に10月2日、3日の文書が含まれているかすら不明であり、ス426号で開示となった部分に該当する部分に関しては開示するのが妥当である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び意見聴取において述べている内容を総合すると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求に係る開示行政文書について

本件審査請求に係る4件の行政文書は、平成30年度に〇〇高等学校(以下「当該校」という。)の〇〇から体罰等を受けたとする当該校の生徒(以下「当該生徒」という。)及びその保護者の訴えにより、その事実を確認するために実施機関が、当該校学校長、教頭、〇〇部顧問(以下「顧問」という。)及び〇〇に聞き取り調査をした結果を記した報告書等である。本件行政文書は、当該生徒及びその保護者、〇〇、顧問の氏名、体罰等の行為の概要、経過及びその他関係者への聞き取

り内容等で構成されている。

## 2 本件行政文書の概要及び部分開示の該当性について

本件行政文書（1）は、令和元年7月23日に実施機関が顧問に対して行った聞き取り内容をまとめたものであり、聞き取りに当たっては、顧問へ事案の真相を調査することを目的としていることを伝えている。顧問への聞き取り結果は、条例第18条第1項第2号ハの規定により、その職務遂行に係る情報として、一義的には開示対象の情報となるが、顧問の職務遂行上の問題等をも含み、顧問のその後の処遇にも影響するものと考えらるべきものであるため、教員としての身分取扱いに関する個人情報であると判断される。また、私人に係る関係機関との自由な意見交換及び情報収集を目的として実施しており、個人情報の適正な取り扱いの観点から、開示することを前提に実施したものではない。聞き取り結果を開示することは、将来、同種の事務事業において関係者から聞き取りを行う際に、それぞれの立場から自由な意見交換及び情報収集することに支障を来し、的確な状況把握等が困難になるおそれがある。

本件行政文書（2）は、当該生徒及びその保護者、顧問及び当該校からの報告等を、平成25年5月文部科学省策定「運動部活動での指導ガイドライン」に照らし合わせ、資料としてまとめたものである。当該文書は、実施機関において体罰等の有無を判断するために実施機関が作成した資料であり、意思決定過程の情報であるため、公開することにより、開示請求者に無用の誤解や混乱を招くおそれがあると判断したものである。

なお、実施機関の体罰等の判断（「文部科学省の体罰の基準と保護者・当該生徒、当事者、県教育委員会の見解」）については、令和元年10月5日に、実施機関から審査請求人へ、判断に至る経過等を説明した際に、資料として手渡している。

本件行政文書（3）は、当該生徒及びその保護者、顧問等からの聞き取り内容をまとめたものである。聞き取り結果を開示しない理由は、前述の本件行政文書（1）に関して述べたものと同様である。

本件行政文書（4）については、令和元年6月24日に実施機関が当該生徒及びその保護者に対して当該校〇〇部の状況やそれに伴う当該生徒の心情を聞き取りした記録である。当該文書は、聞き取り後に、内容に相違がないかを確認するために審査請求人である当該保護者に手渡しており、全て審査請求人が知り得ている情報であることから、開示の判断をしている。

加えて、本件行政文書（1）ないし（3）において、〇〇の部活動における指導や〇〇における選手としての評価に繋がる部分については、事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれており、開示することにより、当該個人の競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれがある情報である。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

### 2 本件個人情報について

本件審査請求に係る個人情報は、〇〇の部活内の調査に関する資料全て（令和元年6月19日以降）に記録された個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受けて、インカメラ審理によって実際に見分し、その非開示妥当性を検討する。

なお、実施機関は、本件個人情報が記録された第2の2の文書を特定して部分開示決定をしたが、意見聴取の際に特定が不足していたとして、本来、本件行政文書（1）に添付されるべき部活動通信及び〇〇高等学校〇〇部事案の整理表（以下「事案の整理表」という。）の提出が当審査会にあった。これらは、本件開示請求の内容に照らし、対応する行政文書として特定されるべきものであると認められる。

このうち、部活動通信については、実施機関からの説明によれば当該請求人も知り得ている情報であり、開示の決定を行うべきである。

事案の整理表については、本件行政文書（1）ないし（3）と同様に一部について開示をしないとの説明がなされていることから、非開示の妥当性について検討を行う。

### 3 本件処分の妥当性について

#### （1）条例第18条第1項第5号の該当性について

##### イ 条例第18条第1項第5号の規定について

条例第18条第1項第5号は、「県、県が設立した地方独立行政法人又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人（県が設立したものを除く。）その他の公共団体をいう。以下この項において同じ。）の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相

互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人の内部又は県の機関、県が設立した地方独立行政法人及び国等の機関の相互の間における審議、検討、協議等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第18条第1項第5号の該当性について

実施機関は、本件行政文書等及び事案の整理表（以下「本件行政文書等」という。）について、顧問の処遇に係る最終的な意思決定に至る前の情報であることから、表題や日時を除いて非開示としている。

そこで、本件行政文書等を見分すると、〇〇の部活動指導、顧問や学校の対応、部員間の言動に対する顧問の認識及び生徒の認識などに関して確認途中の事実関係と未確定の評価の情報が記録されている。

これらは、今後、実施機関が顧問としての教員の対応の適否を検討する上で、意思形成過程に当たる情報であり、開示されると、事実関係の調査に対して率直な意見表明をためらうなど、今後の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあると認められることから、条例第18条第1項第5号に該当し、非開示とすべきである。

ただし、別紙1に記載する審査請求人が知り得ている情報やすでに開示している内容と同一の情報については、今後の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあるとまでは認められず、開示すべきである。

(2) 条例第18条第1項第2号の該当性について

本件行政文書には、〇〇に関することや部員から聞き取りした本人以外の個人に関する情報が記録されていることから、条例第18条第1項第2号の該当性について検討する。

イ 条例第18条第1項第2号の規定について

条例第18条第1項第2号は、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

(イ) 法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

(ロ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(ハ) 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

ロ 条例第18条第1項第2号の該当性について

〇〇の経歴や活動状況などに関する情報や部員から聞き取りした特定の部員等に関する情報については、特定の個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、本人以外の個人の権利利益が害されるおそれがあると認められることから、条例第18条第1項第2号に該当し、非開示とすべきである。

ただし、別紙1に記載する審査請求人が知り得ている情報やすでに開示している内容と同一の情報については、特定の個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、本人以外の個人の権利利益が害されるおそれがあるとまでは認められず、開示すべきである。

(3) 条例第18条第1項第3号の該当性について

本件行政文書等には、〇〇の活動に関する情報が記載されていることから、条例第18条第1項第3号の該当性について検討する。

イ 条例第18条第1項第3号の規定について

条例第18条第1項第3号本文は、「法人等に関する情報又は開示請求に係る個人情報の本人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれのあるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第18条第1項第3号の該当性について

実施機関において作成している「運動部活動指導の手引（〇〇用）」によると、〇〇の役割は、学校の運動部において教員の技術指導の補完を行うために協力し、学校と地域が連携し、地域に在住する〇〇や〇〇等を認定・派遣



することにより、運動部活動の充実及び教員の資質向上を図ることを目的としている。実施機関の説明によれば、〇〇は、顧問の補助的な役割を担っており、活動実績に応じた謝金の支払いをしていることや自身の練習に合わせて後進の指導を行っているなどの活動をしているとのことであり、部活動における指導が事業を営む個人の当該事業に関する情報とまでは認められない。

よって、条例第18条第1項第3号には該当せず、非開示情報には当たらない。

(4) 条例第18条第1項第6号の該当性について

本件行政文書等には、体罰の有無を判断する調査に当たり、顧問に関わる言動が記録されていることから、条例第18条第1項第6号の該当性について検討する。

イ 条例第18条第1項第6号の規定について

条例第18条第1項第6号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」を非開示事由として規定しており、「次に掲げるおそれ」のあるものとして同号ホで次のように規定している。

ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれ

ロ 条例第18条第1項第6号の該当性について

本件行政文書等には、〇〇の部活動指導に対する顧問や学校の対応及び部員間の言動に対する顧問の認識に関する情報が記録されている。

これらは、実施機関が顧問としての教員の対応の適否を判断する基となる情報であり、開示されると、今後同種の調査に対して率直な意見表明をためらうなど、将来の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められることから、条例第18条第1項第6号に該当し、非開示とすべきである。

ただし、別紙1に記載する審査請求人が知り得ている情報やすでに開示している内容と同一の情報については、将来の人事管理に係る事務の公正かつ円滑な執行に支障が生じるおそれがあるとまでは認められず、開示すべきである。

(5) 審査請求人が、第3の2(2)で主張する本件行政文書(4)が、令和元年

6月19日以前の資料であり、同様の5枚の紙を受け取っているという点については、実施機関の説明によれば、本件行政文書（4）は同年6月24日の聴取記録であるため、審査請求人の指摘（同年6月19日以前に作成した資料）は当たらない。

また、審査請求人が、第3の2（3）で主張する令和元年6月26日の音声記録については、当審査会が実施機関に確認したところ、当日は録音をしておらず音声記録は不存在であるとの回答を得た。加えて、審査請求人が、第3の2（7）で主張する同年10月2日、3日の顧問等や〇〇に調査を行った資料についても、実施機関に確認したところ、当該聴取を元に作成した文書が本件行政文書（3）であるとの回答を得た。これらの説明に、特段不自然・不合理な点は認められない。

（6）審査請求人及び実施機関は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

#### 4 結論

以上のとおり、当審査会は、部活動通信及び事案の整理表を本件行政文書に加えた上で、部活動通信については開示を、それ以外の文書については、別紙1に掲げる項目の記載について、開示をすべきであると判断した。

### 第6 付言

第5の2で述べたとおり、本件処分において実施機関の文書特定に不備が認められた。また、非開示とした部分に係る条例の根拠条項の適用が必要十分とはいえなかった。今後、開示決定等を行うに当たっては、条例等の規定を十分確認の上、適正に対応することを求める。

### 第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

本件行政文書等	ページ	実施機関が主張する非開示理由	開示すべき部分
(1) ○○高等学校○○部顧問の聞き取り報告	1 ページ	5 号	3 行目から 17 行目まで 20 行目から 32 行目まで
	2 ページ	5 号	1 行目から 14 行目 16 文字目まで 16 行目 22 行目から 24 行目まで 29 行目
	3 ページ	5 号	4 行目 8 行目から 12 行目 12 文字目まで 27 行目から 29 行目 3 文字目まで 32 行目から 37 行目まで
	4 ページ	5 号	6 行目から 8 行目 15 文字目まで 14 行目から 15 行目まで 22 行目から 23 行目 17 文字目まで 23 行目 19 文字目から終わりまで 28 行目
(2) ○○高等学校○○部○○の指導に係る捉えについて	1 ページ	5 号 6, 21, 22 行目は 3 号及び 5 号	4 行目から 7 行目まで 11 行目から 21 行目 5 文字目まで 21 行目 17 文字目から終わりまで 22 行目 8 文字目から 16 文字目まで 23 行目 26 行目 30 行目 34 行目から 35 行目まで
	2 ページ	5 号	1 行目から 38 行目まで
	3 ページ	5 号	1 行目 表中 ○左から 1 番目及び左から 2 番目の欄中 すべての項目 ○左から 3 番目の欄中 上から 1 番目から 6 番目までの項目 上から 8 番目の項目

本件行政文書等	ページ	実施機関が主張する非開示理由	開示すべき部分
(2) ○○高等学校○○部○○の指導に係る捉えについて	3 ページ	5 号	上から 9 番目の項目の 1 行目 上から 11 番目から 16 番目までの項目
	4 ページ	5 号	1 行目から 15 行目まで 17 行目から 25 行目まで 28 行目から 29 行目まで 32 行目から 34 行目まで
(3) ○○高等学校○○部生徒に関する聞き取り一覧	1 ページ	5 号	表中 ○左から 1 番目から 5 番目までの欄及び左から 9 番目から 10 番目までの欄中 すべての項目
		3 号, 5 号	○左から 6 番目の欄中 上から 1 番目の項目 上から 2 番目の項目の 2 行目から 10 行目まで, 12 行目から 23 行目まで, 29 行目から 31 行目まで 上から 3 番目の項目の 12 行目, 14 行目 12 文字目から 18 行目の終わりまで 上から 4 番目の項目
	2 ページ	2 号	○左から 7 番目の欄中 上から 1 番目の項目 上から 2 番目の項目の 3 行目から 5 行目 4 文字目まで 上から 3 番目の項目の 1 行目から 15 行目まで 上から 4 番目の項目の 1 行目から 4 行目まで
		2 号	○左から 8 番目の欄中 上から 1 番目の項目 上から 2 番目の項目の 4 行目から 7 行目まで 上から 3 番目から 4 番目までの項目
		5 号 左から 8 番目の欄は 2 号 3 号, 5 号	表中 ○左から 1 番目から 5 番目までの欄及び左から 8 番目から 9 番目までの欄中 すべての項目 ○左から 6 番目の欄中

本件行政文書等	ページ	実施機関が主張する非開示理由	開示すべき部分
<p>(3) ○○高等学校○○部生徒に関する聞き取り一覧</p>	<p>2 ページ</p>	<p>3号, 5号</p>	<p>上から1番目から3番目までの項目  上から4番目の項目の2行目1文字目から11文字目まで, 3行目15文字目から6行目13文字目まで, 8行目8文字目から11行目の終わりまで  上から5番目の項目の4行目から8行目まで  上から6番目の項目</p>
		<p>2号</p>	<p>○左から7番目の欄中  上から1番目の項目  上から3番目の項目  上から4番目の項目の1行目から2行目まで, 4行目から5行目まで  上から5番目の項目の1行目から2行目5文字目まで, 6行目から11行目まで  上から6番目の項目</p>
	<p>3 ページ</p>	<p>5号</p>	<p>表中  ○左から1番目から5番目までの欄中すべての項目</p>
		<p>2号</p>	<p>○左から7番目の欄中  上から1番目から2番目までの項目  上から4番目から6番目までの項目  上から7番目の項目の1行目から5行目1文字目まで  上から8番目の項目</p>
		<p>2号</p>	<p>○左から8番目の欄中  上から1番目から3番目までの項目  上から5番目の項目  上から7番目の項目の1行目から5行目1文字</p>

本件行政文書等	ページ	実施機関が主張する非開示理由	開示すべき部分
(3) ○○高等学校○○部生徒に関する聞き取り一覧	3ページ	2号	目まで
		5号	上から8番目から9番目までの項目
		5号	○左から9番目の欄中
		5号	上から1番目から6番目までの項目
		5号	上から7番目の項目の1行目から5行目1文字目まで
		5号	上から8番目から9番目までの項目
		5号	○左から10番目の欄中
		5号	上から1番目から3番目までの項目
		5号	上から6番目から7番目までの項目
	4ページ	5号	表中
		5号	○左から1番目から5番目までの欄及び左から9番目から10番目までの欄中
		3号, 5号	すべての項目
		3号, 5号	○左から6番目の欄中
		3号, 5号	上から1番目の項目
		3号, 5号	上から2番目の項目の4行目4文字目から8行目の終わりまで
		3号, 5号	上から3番目の項目
		3号, 5号	上から5番目から6番目までの項目
		3号, 5号	上から8番目から9番目までの項目
		2号	○左から7番目の欄中
		2号	上から1番目の項目
		2号	上から3番目から7番目までの項目
		2号	上から9番目の項目
		2号	○左から8番目の欄中
		2号	上から1番目の項目
		2号	上から2番目の項目の1行目から3行目まで
		2号	上から3番目の項目の8行目から9行目7文字目まで, 11行目3文字目から12行目の終わりまで
		2号	上から4番目の項目
		2号	上から6番目から8番目までの項目

本件行政文書等	ページ	実施機関が主張する非開示理由	開示すべき部分
部活動通信	1, 2 ページ	なし	すべて
事案の整理表	1 ページ	5 号 ※ (注) 参照	1 行目から 5 行目まで 表中 ○左から 1 番目から 6 番目までの欄及び左から 8 番目の欄中 すべての項目 ○左から 7 番目の欄中 上から 1 番目の項目 上から 2 番目の項目の 1 行目から 2 行目まで 上から 3 番目から 6 番目までの項目 上から 7 番目の項目の 1 行目 上から 8 番目から 9 番目までの項目 上から 10 番目の項目の 1 行目から 4 行目まで 上から 11 番目から 12 番目までの項目
	2 ページ	5 号 ※ (注) 参照	1 行目から 5 行目まで 表中 ○左から 1 番目から 6 番目までの欄中 すべての項目 ○左から 7 番目の欄中 上から 1 番目の項目 上から 2 番目の項目の 1 行目から 3 行目まで 上から 4 番目から 7 番目までの項目 上から 8 番目の項目の 1 行目から 4 行目まで 上から 9 番目の項目 上から 11 番目の項目 上から 12 番目の項目の 1 行目及び 6 行目 ○左から 8 番目の欄中 上から 1 番目から 11 番目の項目 上から 12 番目の項目の 1 行目及び 5 行目から 7 行目まで

本件行政文書等	ページ	実施機関が主張する非開示理由	開示すべき部分
事案の整理表	3 ページ	5 号 ※（注） 参照	1 行目から 5 行目まで 表中 ○左から 1 番目から 6 番目までの欄及び左から 8 番目の欄中 すべての項目 ○左から 7 番目の欄中 上から 1 番目の項目 上から 2 番目の項目の 1 行目から 9 行目まで 上から 3 番目から 10 番目までの項目 上から 11 番目の項目の 1 行目 上から 12 番目の項目の 1 行目及び 8 行目から 9 行目まで
	4 ページ	5 号 ※（注） 参照	1 行目から 5 行目まで 表中 ○左から 1 番目から 6 番目までの欄及び左から 8 番目の欄中 すべての項目 ○左から 7 番目の欄中 上から 1 番目から 5 番目の項目 上から 6 番目の項目の 1 行目から 2 行目まで 上から 7 番目から 8 番目までの項目 上から 9 番目の項目の 1 行目 上から 10 番目から 15 番目までの項目
	5 ページ	5 号 ※（注） 参照	1 行目から 5 行目まで 表中 ○左から 1 番目から 6 番目までの欄及び左から 8 番目の欄中 すべての項目 ○左から 7 番目の欄中 上から 1 番目の項目 上から 2 番目の項目の 1 行目 1 文字目から 3 行目 10 文字目まで、4 行目 5 文字目から 5 行目の終わりまで



本件行政文書等	ページ	実施機関が主張する非開示理由	開示すべき部分
事案の整理表	5 ページ	5 号 ※ (注) 参照	上から 3 番目から 5 番目までの項目 上から 6 番目の項目の 1 行目から 2 行目まで 上から 7 番目から 15 番目までの項目
	6 ページ	5 号 ※ (注) 参照	1 行目から 5 行目まで 表中 ○左から 1 番目から 7 番目までの欄中 すべての項目 ○左から 8 番目の欄中 上から 1 番目から 2 番目の項目 上から 3 番目の項目の 1 行目から 3 行目まで 上か 4 番目から 13 番目までの項目
	7 ページ	5 号 ※ (注) 参照	すべて

(注)

- 1 本件行政文書等欄に掲げる番号及び名称は、第 2 の 2 及び第 5 の 2 に掲げるものと同一のものである。
- 2 ページ数とは、本件行政文書等ごとに 1 枚目から順次ページを振ったものである。
- 3 ○行目とは、表題が記載されている行から表題を 1 行目として、順次数え上げたものである。
- 4 ○文字目とは、1 行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を 1 文字目として順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ 1 文字とみなし、空白は除いている。
- 5 実施機関が主張する非開示理由欄の号数は、条例第 18 条第 1 項該当号数を示している。また、※については、当審査会において当該文書を特定した後に、実施機関が主張した非開示理由である。

## 別紙2

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年12月9日	○ 諮問を受けた。(諮問乙第86号)
令和2年1月22日 (第236回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年3月18日 (第237回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年5月15日 (第239回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年6月19日 (第240回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年8月26日 (第242回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年9月24日 (第243回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和2年10月13日現在)

氏名	区分	備考
桑村 裕美子	東北大学大学院法学研究科准教授	
杉浦 永子	第一印象研究所代表	
中原 茂樹	関西学院大学大学院司法研究科教授	会長職務代理者
野呂 圭	弁護士	
米谷 康	弁護士	会長

(五十音順)